

Title	イギリスの反社会的行動対策に関する憲法学的検討序論
Sub Title	An introductory study of the anti-social behaviour powers as constitutional problems
Author	岩切, 大地(Iwakiri, Daichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.1 (2018. 1) ,p.365- 393
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大沢秀介教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180128-0365

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリスの反社会的行動対策に関する憲法学的検討序論

岩 切 大 地

- 一 はじめに
- 二 二〇一四年法の概要
- 三 二〇一四年法の権限の性質
- 四 結びに代えて

一 はじめに

本稿は、イギリス（本稿ではイングランド・ウェイルズを指す）の二〇一四年反社会的行動・犯罪・警察活動法（Anti-Social Behaviour, Crime and Policing Act 2014、以下「二〇一四年法」）において規定された一連の反社会的行動対策の概要を確認し、その沿革をたどることを通して、かかる犯罪予防政策に含まれると考えられる憲法的な論点の候補を挙げ、もって今後の検討作業の基礎作りを行うことを目的とする。なお、以下では反社会的行動はすべて「ASB」と略称する。

二二〇一四年法の概要

二〇一四年法は、その題名が示す通り、様々な事項を規定する法律である。全部で一四部あるうち、A S Bに関する規定は第一〜六部に置かれている。

この法律の制定経緯は以下の通りである。一九九七年以降の労働党政権以来 A S B 対策が実施されてきたところ、二〇一〇年に成立した保守党・自民党の連立政権は、新たな A S B 対策として「被害者中心」そして「官僚主義の打破」をうたって、二〇一二年に白書『被害者を第一に』を公表した。この白書では被害者や地域の保護、迅速な対応、そして現実的な抑止を趣旨とする内容が提案されている。その後これらを条文にまとめた法案草案が議会に提出され、庶民院内務事項委員会が法案前審査を実施した後、二〇一三年に法案が議会に提出され、翌年に成立した。

なお本法律の執行に当たって遵守されるべき法定指針（以下「指針」）が、本法律に基づいて大臣により制定されているので、以下ではこれも適宜参照する。⁽¹⁾⁽²⁾

(一) 差止命令(第一部)

第一部の規定する A S B に対する「差止命令」(injunction) 制度では、一定の者による申請に基づき民事裁判所（県裁判所または高等法院）が特定の個人に対して民事法上の命令を发出することができる。この命令は対象者に消極的義務と積極的義務を課すことができ、これら義務に違反すると裁判所侮辱に問われる。

差止命令发出の要件は、①被告が A S B を実行した、または実行する旨脅迫したと、裁判所が「蓋然性の較量」(balance of probabilities) に基づいて認定し、かつ②被告が A S B を行うことを防止するためには命令の发出

が「正当かつ便宜」(just and convenience)であると認定する場合である(一条二、三項)。

なおここで、ASBは次のように定義されている(二条)。第一に嫌な思い・不安・不快(harassment, alarm or distress)を誰かに引き起こす、または引き起こす可能性がある行為、第二にその者の居住する家屋に関連する者に対して迷惑・不快(nuisance or annoyance)を引き起こしうる行為、または第三に住宅関係の迷惑・不快を引き起こしうる行為である。後二者は住宅関係においてのみ使用される定義であり、一般的なASBには第一の定義が用いられる。ASBの典型例として政府が示すのは、暴力行為(vandalism)、公共の場での飲酒、攻撃的な物乞い(aggressive begging)、飼犬の無責任な管理、近隣住民への騒音・乱暴行為、いじめである(指針二三頁)。

命令発出の対象者は一〇歳以上の者である⁽³⁾。命令発出を申請できる者は、地方自治体参事会、住宅提供者、警察本部長、イギリス鉄道警察本部長、ロンドン交通局、環境局等、保健大臣等であるが(五条)、このリストは内務大臣の命令によって変更が可能である(五条五項)。

命令によって消極的義務と積極的義務を課することができる(一条四項)。前者は一定の行為を禁止するものであり、後者の典型例として政府が示すのはアルコール自覚講習、飼犬訓練講習、近隣・被害者との仲裁会議への出席等である(指針二三頁)。なお消極的義務には、一八歳以上の対象者を自宅から排除することも含むが、この場合は問題となっている行為が「身体的か否かに関わらず深刻な虐待・攻撃」であり(二三条)、かつ比例的な措置としてなされなければならないとされている(指針二四頁)。命令が課される期間は、一八歳未満の少年については一二月以内であるが、一八歳以上の者に対しては規定が存在せず、裁判所が決定することになる。なお、特に積極的義務を含む命令の発出に際しては、義務監督者があらかじめ指名され、裁判所は監督者に義務内容について協議しなければならない(三条)。義務違反の場合に備えて逮捕権限を付与することも可能である

(四 条)。あるいは違反行為があつた場合には当該命令の申請者が逮捕令状の発行を請求することができる(一〇 条)。差止命令の申請は、被告に通知することなく行うことも可能であり(六 条)、この場合に裁判所は仮の差止 命令を出すこともできる(七 条)。

命令違反に対する制裁は裁判所侮辱である。これは刑事罰ではないものの、違反が認定された場合、最長二年 の拘禁または金銭の支払いが命ぜられる。⁽⁵⁾

(二) 犯罪行動命令(第二部)

犯罪行動命令(Criminal Behaviour Orders: CBO)は、刑事裁判において裁判所が課す命令であり、その違反行 為には刑事罰が科される。

発出の要件は、第一に嫌な思い・不安・不快を他の者に引き起こしたことがある、あるいはその可能性のある 行為を行ったことが合理的疑いを超えて認定され、かつ第二にかかる行為の実行を防止するために命令発出が資 すると認められる場合である(二二条三、四項)。課される義務の内容には消極的義務と積極的義務が含まれる (同五項)。積極的義務を課す場合には監督者を指名し、また内容についてこの者との協議が必要である(二四 条)。少年事件の場合には、検察官による申請に先立って少年犯罪チーム(Youth Offending Team)の意見を聴取しな ければならないが⁽⁶⁾(二二条八項)、政府指針によれば成人に対する命令であっても多機関との協議が実務上は求め られる場合が多いであろうとしている(指針二九頁)。

CBOは、刑事裁判において検察官の申請に基づき、有罪判決に付加して、あるいは条件付釈放を決定する場 合に発出される(同六項)。命令発出のための手続は中断することも可能であり、その場合には仮の命令の発出 が可能である(二六条)。命令発出の前提となる事実認定では、当該刑事事件で採用されなかった証拠(伝聞証拠

など)に依拠することも許される(二三条一項)。命令の期間は、十八歳未満の者に対しては一年以上三年未満であり、成人に対しては二年以上である(二五条)。

命令違反に対しては刑事罰が科される⁷⁾。その内容は、略式起訴の場合は六月拘禁、罰金または併科、正式起訴で五年、罰金または併科である(三〇条)。

(三) 退去権限(第三部)

退去権限(Dispersal Powers)は、上級警察官の一般的許可に基づき、警察官等が個人に対して一定の場所から退去を命ずることができるとする制度である。

その手続は、まず警部(Inspector)以上の警察官が事前に、一定地域においてASB・犯罪・秩序阻害行為があると予測され、その可能性を減少させるためにこの権限行使が必要であると合理的に認める場合に、最大四八時間以内の期間内で当該地域における退去権限の使用を警察官らに許可することから始まる(三四条)。

退去権限を直接に行使するのは警察官および警察地域補助官(Police Community Support Officers)であり、この権限によって指示される内容は、当該地域からの退去および指定された期間内(最大で四八時間)の当該地域への立入りの禁止である(三五条一項)。権限発出の要件は、第一に公共の場所にいるある個人の行為が(a)当該地域で公衆がASBにさらされる事態、または(b)当該地域で犯罪・秩序阻害行為が発生する事態に資する、または資するおそれがあると合理的に疑われる場合であり、かつ第二に(a)または(b)の事態が生じる可能性を除去または減少させるために権限発出が必要であると認められることである(同二、三項)。

なお直接の権限行使に対する制限規定があり、一〇歳未満の少年には行使できないこと、居住地へのアクセスや通勤・通学・裁判所への出頭を排除するようには行使できないこと、合法的ピケティング・行進に対しては行

使できないことが明記され、また表現の自由や集会の自由への考慮義務が規定されている(三六条)。

また指示に付随して警察官らは当該個人の所持品を一時保管することができる。これは、警察官らが A S B のために用いられた、あるいはその可能性があると合理的に信ずる物品について、当該個人の合意に基づき一時保管する権限と規定されている(三七条)。合意に基づくとはいえ、一時保管の指示を拒否することには罰金が科される(三九条三項)。退去指示の期間が満了した場合に、当該物品の返還が認められるが、一六歳未満の少年の場合には保護者の同伴が必要とされる。また返却の請求が二八日間なかった場合には廃棄される。

退去の指示に従わないことは犯罪として扱われる(三九条一項)。刑罰は、略式起訴により三月以内の拘禁またはレベル四以下の罰金である。

(四) 地域保護通知(第四部第一章)

地域保護通知制度(Community Protection Notices)は、警察官・自治体職員が、住民の「生活の質」に対して有害な影響を与える行為を行う者に対して、通知によりその行為の制限等を行う制度である。

通知の発出要件は、第一に対象となる個人または団体の行為が、一貫的かつ継続的な態様で、一定地域の住民の「生活の質」に有害な影響を与えており、かつ第二にかかる行為が合理的なものではないと認める合理的な根拠がある場合である(四三条一項)。発出権限は、警察官、自治体職員または自治体から指定された者が持つ(五三条)。なおこの権限の発出に先立ち、書面による警告により当該行為の停止の要請が出されなければならず、その後に警告への対応のための十分な時間があつたにもかかわらず当該影響があると認められるのでなければならぬ(四三条五項)。

通知によって義務として課すことのできる内容は、特定の行為の停止、特定の行為の履行または特定の結果を

達成するための合理的な措置の履行である（四三条三項）。

通知に対しては治安判事裁判所へ上訴ができるが、これは通知発出から二一日以内でなければならぬ（四六条）。訴訟継続中は、通知のうち積極的義務を課す部分のみ、執行停止を命ずることができる。

通知違反に対する制裁には様々なものがある。まず自治体により回復措置（remedial action）が可能であつて、家屋のうち「外気に開かれている場所」について自治体が通知内容を代執行することができ（四七条二項）、またそれ以外の場所については義務不履行者の合意に基づいて執行することができ（四七条三項）、そして自治体はこれら費用を対象者に請求することができる（四七条六項）。その他、違反行為は犯罪と規定され（四八条一項）、略式起訴による罰金が可能であるほか、反則金通告（fixed penalty notice）による処理も可能である（五二条）。また裁判所が通知義務違反の有罪を認定した場合には、回復命令（remedial order）によつて、通知履行のために義務履行を命じ、または自治体による一定の行為を許可することができる（四九条一項）。さらに、裁判所は通知違反の罪に当たる行為で用いられた物の没収、警察官・自治体職員への引渡しまたは廃棄を命ずることができるほか（五〇条）、起訴の段階で警察官・自治体職員等に対し当該家屋に対する立入り・押収を許可する令状を発行することができる（五一一条一項）。

（五） 公共空間保護命令（第四部第二章）

公共空間保護命令制度（Public Space Protection Orders）は、自治体（ディストリクト・レベル）が指定した特定の区域における一定の行為を制限する一般的な命令を制定することができるという制度である。

この命令を制定する要件が定められている。第一に公共の場において実行された行為が地域住民の生活の質に有害な影響を与えていること、またはそのような影響を与えうる行為が行われる可能性があり、第二にかかる行

為の影響ないしその可能性が、(a) 一貫的かつ継続的なものであり、またはそうなるおそれがあり、(b) 当該行為を不合理なものとするほどのものであり、かつ (c) 制限されることが正当化されるようなものであることである。命令には、区域を指定した上で、そこでの特定の行為の禁止、特定の行為を行う者に対する一定の行為の要求、またはその両方の義務を課すことを内容とする規定を盛り込むことができるが、義務内容は有害な影響を持つ行為の継続・発生・再発を防止するまたはそのリスクを抑制するために合理的なものでなければならぬとされている(五九条)。また飲酒を禁止する内容を含ませる場合は、酒類提供を許可された建物に対しては適用しない旨の規定(六二条)、通行制限を設ける場合の特例(六四、六五条)が置かれている。

命令は同様の内容の条例に優位する(七〇条)。命令の効力は三年以下であるが、ただし再発防止や発生頻度抑制のために必要であると自治体が考える場合には三年までの延長が可能であるほか(六〇条)、自治体は制限区域の変更・義務内容の変更・廃止を行うことができる(六一条)。命令の制定に際して自治体は警察本部長や区域内の土地所有者のほか、自治体が適切と考える地域代表的団体と協議しなければならない(七二条四項)。命令の制定後に住民はその効力を争うことができるが、制定後六週間以内に訴えを高等法院に提起しなければならない。この際、裁判所は仮の執行停止や命令の取消しを行うことができる(六六条)。命令に違反する行為は犯罪とされ、略式起訴で罰金レベル三以下の対象となる(六七条)。ただし反則金通告制度の適用も可能とされ、訴追の引き換えに、警察官または警察地域補助官の通告により対象者に対し自治体へ一〇〇ポンドまでの支払いを義務付けることができる(六八条)。

(六) 閉鎖命令 (第四部第三章)

閉鎖命令制度 (Closure Orders) は、特定の建物に対して警察・自治体が閉鎖通知 (Closure Notice) を発出し

た後、裁判所が閉鎖命令を发出することにより、当該建物の使用が制限されるという制度である。

まず閉鎖通知を发出できるのは、警部以上の警察官または自治体職員が、特定の建物の使用による公衆への迷惑の発生もしくはその可能性、またはこれら建物の使用に伴う当該建物周辺での秩序阻害行為の発生もしくはその可能性を合理的な根拠に基づいて認める場合である（七六条一項）。ただし、通知の发出に先立ち関係者との協議の機会を確保する義務が規定されている（同七項）。さらに政府によれば、ASBの性質を判断するにあたり被害者への影響の程度と被害者の望む処置について聴取する必要がある、また通知の发出後にも被害者にその後の手続の詳細を伝達する必要があるとされている（指針五五頁）。通知においては、当該建物で生活を送る者や所有者以外の当該建物へのアクセスを禁止する内容を含むことができる（同三、四項）。通知の効力は二四時間であるが、ただし警視以上の警察官、自治体の事務局長またはその委任を受けた者による通知の場合には四八時間である（七七条）。通知内容に違反した行為は犯罪とされ、略式起訴により三月の拘禁、罰金または併科が適用される（八六条四項）。

閉鎖通知の发出後、警察官・自治体は治安判事裁判所に対し閉鎖命令を申請しなければならない（八〇条一項）。裁判所による命令の发出要件は、当該建物における秩序違反的な違法または犯罪行為の存在もしくはその可能性、建物の使用による公衆の深刻な迷惑行為の存在もしくはその可能性、または当該建物の使用に伴う周辺地域での秩序違反行為の発生もしくはその可能性が認定され、かつそれら行為が継続・再発・発生するのを防止するため必要であると認定されることである（同五項）。裁判所による閉鎖命令においては、あらゆる者について当該建物への一切のアクセスを禁止することができる（同七項）。閉鎖命令の期間は三月以内であるが（同六項）、警察・自治体の申請により、裁判所が対象者等を出頭させた上でさらに三月以内の延長が可能である（八二条）。閉鎖命令に対しては上訴が可能であり、二一日以内に刑事法院に対して行うこととされる（八四条）。閉鎖命令

に違反する行為も犯罪とされ、五一週以下の拘禁、罰金または併科が適用される。

(七) 住宅明渡命令 (第五部)

第五部は絶対的住宅明渡条件に関する新たな要件を追加する規定を設けている。これは、家主からの住宅明渡命令 (possession order) の申請が A S B または犯罪があったことを理由とする場合、裁判所は必ずこれを認容するものとする内容であり、一九八五年住宅法 (公営住宅の安定借家権 (secure tenancy) に関する法律) と一九八八年住宅法 (民間住宅の保証借家権 (assured tenancy) に関する法律) の改正規定である。

この改正により、次の五つの要件のどれかに該当する場合には、裁判所は明渡命令を発出しなければならないこととなった。第一に賃借人やその関係者が深刻な犯罪で有罪判決を受け、かつその犯罪が当該住宅の内部や周辺または賃貸人等の住宅管理業務に関してなされた場合、第二に差止命令の消極的義務に違反し、かつその違反行為が住宅の内部や周辺で行われ、または違反事項が周辺住民や賃貸人等の住宅管理業務に対する迷惑行為を防止するためのものであった場合、第三に犯罪行為が命令の罪が認定され、かつその違反行為が第二の要件のようなものであった場合、第四に当該住宅が閉鎖命令を受け、かつそこへのアクセスが継続的に四八時間以上にわたって禁止された場合、第五に制定法上の迷惑行為 (statutory nuisance) に対する停止通知 (abatement notice) または裁判所による停止命令に違反し、かつ当該迷惑行為が騒音を発生するものである場合である (九四、九七条)。⁸⁾ なお賃貸人が自治体である場合には、審査請求手続があり (九六条)、また訴訟において被告は欧州人権条約八条 (私生活の権利) の抗弁ができる (九四条)。

その他、裁量的明渡命令事由を追加する改正規定も置かれている。すなわち、地域住民等への迷惑・不快行為 (nuisance and annoyance) が確認された場合という従来の要件に加え、賃貸人等に対するそのような行為または

その可能性がある場合が追加され（九八条）、さらに賃借人または同居する成人がイギリス国内で発生した暴動（riot）に関連して行われた正式起訴犯罪につき有罪と認定された場合も追加された（九九条）。

（八） 地域矯正文書（第六部前半）

従来、軽度な犯罪またはA S B に対しては裁判所外処置（out-of-court disposal）が用いられており、その中には地域解決手続（community resolution）や条件付警告（conditional caution）があるのであるが、二〇一四年法はこの手続において地域矯正文書（Community Remedy Document）制度を利用できるようにした。この文書は、これら処置の結果取られるべき具体的措置の選択肢を示すものである。A S B の被害者は自分が望む措置をこの選択肢の中から選び、警察官はこれを考慮に入れつつ措置を決定する。

この文書を作成するのは各警察すなわち各公安委員（Police and Crime Commissioners）であるが、その際、警察本部長、自治体、警察が適切と考える地域代表者その他と協議しなければならない（一〇一条四、五項）、作成後はこれを公表しなければならない（同七項）。また文書に含まれるべき内容は、更生、賠償または懲罰の一つ以上を目的とするものでなければならず（同三項）、また比例的な内容でなければならない（指針一三頁）。

地域解決手続を取るための要件も規定されている（一〇二条）。すなわち、①ある者がA S B または犯罪を行なったとする証拠を警察官等が有し、②その者が警察官等に対してそのことを認めており、③警察官等としては差止命令その他の裁判所手続を取るのに十分な証拠があると考えられるけれどもそうしないことの方が適切であると考へ、かつ④その行為が犯罪である場合には警告や反則金通知の方が適切であるとは考へない場合に、可能である。なお、条件付警告（conditional caution）の発出の要件も定められつつ、その際に被害者の意見を聞くためにこの文書が用いられることが明記された（一〇三条）。

(九) 地域発動 (第六部後半)

指針において地域発動 (Community Trigger) と呼ばれる手続 (法律では ASB 事案審査 (ASB case review) と呼ばれている) は、ASB に関する地域からの通報について、一定の要件を満たした場合には自治体や警察等の多機関による事案審査を義務付けるための制度である。

地域発動手続を行うための基準は、最低でも半年間に三件の通報があったことであるが、各自自治体においてこの基準を上回る基準を設定することもできる (一〇四条四、一一項)。なお政府としては、基準を設定する際には、問題となる行為における害意の存在や被害者の脆弱性をも考慮に入れるべきであるとしている (指針六頁)。

この規定において、事案審査の手続の策定が義務付けられているのは、自治体参事会、警察本部長、医療委託団体 (ウェイルズでは地域保健委員会)、選出された社会住宅提供者であるが (一〇五条)、すべて警察と事前協議しなければならないとされている (附則四第一条)。ここでは多機関連携の場が形成されていることが前提となっている。この点、既存の制度として ASB リスク評価会議や多機関リスク評価会議などが設置されている自治体もあり、政府はこれらの諸制度を利用することを求めている (指針九頁)。

事案審査された結果および関係機関に対する勧告は通報者に報告されなければならない、また活動結果について公表しなければならない (一〇四条)。

(一〇) 多機関連携と非公式介入という運用

以上のように二〇一四年法は様々な法的権限を規定する一方で、裁判所外処置といった非公式的な手続も規定している。政府は指針においてこの法律の運用につき、まずは被害者の関与を拡大する手続について、次いで早

期・非公式の介入と法的権限について説明している。

指針は、連立政権の犯罪対策・警察活動方針・地域安全対策全般について、選挙で選ばれる公安委員制度の導入や専門的裁量の拡大を通して、官僚制的性格から民主的説明責任を旨とするアプローチに移行させたとしている。ASB対策もその中に位置付けられ、従来の対象者中心・トップダウン・命令的アプローチに代わって、被害者への影響を重視し地域の専門職員の経験や専門性に依拠するアプローチが採られるべきであるとしている。「何が反社会的と見られるかは被害者ことにも地域ことにも異なる」という認識がここにはある(指針二頁)。

このような「地域の参加」「被害者中心」の強調は、指針が想定する二〇一四年法の運用にも反映しているように思われる。特に以下の二点においてである。すなわち、第一に組織面では多機関連携による実施、第二に作用面では裁判所外処置の活用である。第一の組織面に関しては、一九九八年犯罪・秩序違反法(Crime and Disorder Act 1998)法五条以下によって各基礎自治体に設置が義務付けられた地域安全連携(Community Safety Partnership)が犯罪予防政策を策定する、という枠組みが踏襲されている。この連携には自治体参事会、保護観察官、警察本部長、消防本部、医療担当機関が参加するほか、その他の機関と連絡するものとされる。また個別事案につき、家庭内暴力問題で用いられる多機関リスク評価会議(Multi-Agency Risk Assessment Conference: MARAC)の方式が活用されることもある。これらの枠組みを通して地域発動手続すなわち事案審査と具体的な対策の決定が行われる。

作用面に関しては、口頭注意、書面注意から始まり、地域解決手続、仲裁、許容行動契約、親権者契約、カウンセリング、問題家庭プログラム(Troubled Families Programme)と連動した支援等といった、様々な非公式の介入方法が指針において示されている。ここでは、警察等が主導しつつ、両当事者の合意や加害者の気付きといった要素が重視されている。特に地域解決手続では修復的司法の手続が採られることが前提となっている。

【表】二〇一四年法による ASB 対策権限とその前身^⑩

	改正前	改正後
人への対処権限	ASBO	差止命令 (第 1 部)
	飲酒禁止命令	
	ASBI	
	個人支援命令	
	介入命令	
	刑事 ASBO	
	有罪に基づく飲酒禁止命令	犯罪行動禁止命令 (第 2 部)
場所への対処権限	ゴミ除去通告	地域保護通告 地域保護命令 (第 4 部 1 章)
	ゴミ清掃通告	
	街頭管理通告	
	落書等除去通告	
	閉門命令	公共空間命令 (第 4 部 2 章)
	アルコール禁止指定公共空間命令	
	飼犬管理命令	閉鎖通知、閉鎖権限
	ASB 建築物閉鎖命令	
	薬物販売所閉鎖命令	
	騒音施設閉鎖命令	
許可施設閉鎖命令		
警察権限	解散命令	退去権限 (第 3 部)
	退去指示	

このように、多機関連携の下、非公式介入措置も活用するというのが二〇一四年法の隠れた前提である。したがって、法律中に公式に書かれた諸々の権限が一見すると乱暴なものではあるとしても、地域レベルの参加という明示されざる前提によって中和される、というのがこの法律ないし政策の理念・立場なのだろう。

三 二〇一四年法の権限の性質

二〇一四年法は従来の諸権限をまとめるいわば統合法の性格を有しつつ^⑩、他方で権限を拡大させている側面も持つ。法が改廃する権限は【表】の通りである。以下では ASB 概念の系譜や ASB への対処手法の動向をたどることで、二〇一四年法において用いられる権限の性質ないし態様について検討する。

(一) ASB 概念の系譜

1 公共秩序に対する罪

ASBという概念をもってこれを規制することは一九九八年法に始まる。この法律においてASBとは、「自分の世帯以外の複数の人に対して嫌な思い・不安・不快を引き起こす、または引き起こしうる」行動と定義されていた。二〇一四年法もこの定義を基本的に引き継ぐものである。

「嫌な思い・不安・不快」という定式は一九八六年公共秩序法 (Public Order Act 1986) 五条にみられる。この規定は、この定式で表現される心理状態を引き起こす威嚇的・乱暴な (threatening or abusive) 言動を処罰するものである⁽¹²⁾。ASBの概念は公共秩序に対する罪の領域に一応由来するといえることができる⁽¹³⁾。ただしASBの定義と一九八六年法とのつながりは外観的に一致するに過ぎないとの指摘もある⁽¹⁴⁾。確かに一九九八年法におけるASBの概念には、犯罪行為たる秩序阻害的な行為という意味にとどまらず、広く社会的問題行動のようなものまでが含まれていた。その背景には、一九九五年に野党時代の労働党は地域安全あるいは犯罪予防の観点から犯罪誘発的な環境を醸成する問題行動に着目すべきだとする提案を行っており⁽¹⁵⁾、「犯罪に厳しく、犯罪原因にも厳しく (Tough on Crime, Tough on the Causes of Crime)」という犯罪対策を掲げ政権を獲得して一九九八年法を制定させたという経緯があった⁽¹⁶⁾。一九九八年法の使用する定義あるいはASBの概念は、犯罪予防政策という新たな土台を与えられることで、非犯罪行為をも含むこととなった。あるいはむしろ、ASB概念にとってそこに含まれる行為が犯罪に該当するか否かは関係ない、とすべきかもしれない。

2 住宅関係の迷惑・不快行為

他方で、二〇一四年法におけるASBの概念は住宅関係立法にも由来する。労働党の提案に触発されて保守党は一九九六年住宅法の中に「迷惑・不快行為」を理由とする差止命令制度を導入した。この制度は二〇〇三年反社会的行動法 (Anti-Social Behaviour Act 2003) においてASB差止命令 (Anti-Social Behaviour Injunction: ASBI)

と命名され、二〇〇六年警察・裁判所法 (Police and Justice Act 2006) によってさらに広範に利用されるように改正された。これらの流れにおいて、ASBは「迷惑・不快行為」と定義されてきた。

さて二〇一四年法の法案につき、当初政府が提案した定義は「迷惑・不快行為」の定式によっていた。しかし貴族院による修正によってこの定式は住宅関係に限定され、一般のASBは「嫌な思い・不安・不快」の定式に戻された。⁽¹⁷⁾ 貴族院の審議の大勢が批判したのは、「迷惑・不快行為」の定式の過度広範性・曖昧性である。他方で住宅関係については、「近隣関係の特質上」やむを得ないとされていたところであった。⁽¹⁸⁾ なお二〇〇六年警察・裁判法 (Police and Justice Act 2006) には、自治体が「迷惑・不快行為」を理由とする差止め命令の申請を行うことができることを前提にした規定 (二七条) が置かれたままとなっている。これは漏れだったのだろうか、しかし用語の違いは結局のところその内容を左右しないことを図らずも示しているように思われる。⁽¹⁹⁾

3 生活環境関係の迷惑行為

他方で、本来ASB概念そのものではないが、「迷惑行為 (nuisance)」にはまた別の系譜がある。これはもともと不法行為法上の概念であり、自己の所有物の享有を妨げたり健康等に悪影響を与えたりする行為を指す。⁽²⁰⁾ また「公的迷惑行為 (public nuisance)」はコモンロー上の犯罪行為であり、公衆の生命・健康・財産・快適を阻害しあるいは公衆の権利行使を妨げる行為を指した。⁽²¹⁾ これらは次第に制定法に置き換えられたとされている。⁽²²⁾ 具体的には、一九九〇年環境保護法 (Environmental Protection Act 1990) は「制定法上の迷惑行為 (statutory nuisance)」の概念を規定し、「健康被害を生じさせる」ようなゴミの集積、煙等の排出等の行為をこれに該当するものとした。このような迷惑行為の概念は二〇一四年法とは独立して残されているが、一九九〇年法が制定法上の迷惑行為の他に設けていたゴミポイ捨てに対処する規定が二〇一四年法の地域保護通知制度に置き換えられ

ていることからすると、二〇一四年法は「制定法上の迷惑行為に至らない迷惑行為」のような概念を「生活の質に有害な影響を与える行為」という文言の中に引き継いでいるものと考えられる。

4 諸系譜のASB概念への合流

これら三つの系譜は、犯罪原因にも対処するという刑事政策によって合流していったとみることができる。というのも、ASB概念は犯罪予防という文脈から導入されたものの、その犯罪予防政策は環境犯罪予防的な視点に立っていたため、迷惑行為や地域環境阻害行為を含む広範な行為が犯罪原因に結び付けられていったからである。一九九七年労働党マニフェストは「割れ窓理論」に言及し、些細な秩序違反行為であってもこれが集積あるいは拡大することで犯罪に至る（あるいは犯罪が可能な環境が作られる）という考え方を示していたし、二〇〇三年の政府白書は犯罪を容易にする「環境」、「地域」が守られているという感覚、そして人々の「生活の質」を保護するという観点を強調していた。⁽²³⁾ その結果、ASBに該当するとされる行動類型は広範なものとなった。⁽²⁴⁾ もちろん、二〇一四年法の文言は「嫌な思い・不安・不快を引き起こす行為」、「迷惑・不快行為」および「生活の質に有害な影響を与える行為」というようにそれぞれにそれぞれの系譜の痕跡を残しているが、結局のところ例えば指針はどれも「ASB」と表現しているのである。⁽²⁵⁾ 政府の強調した被害者重視の立場からはなおさら行動の定義に限定的な意味は持たされない。このようにして、ASBの概念は環境犯罪予防的な視点を經由することで幅広い意味を獲得することとなった。

(二) A S B への対処手法の動向

1 刑事的手法と民事的手法

「嫌な思い・不安・不快を引き起こす行動」を伴う言動等には刑罰を科するというのが一九八六年法の規定であったが、前述の通りこの行為概念が拡大するに伴い、一九九八年法はこれをまず民事命令によって規制するという手法を導入した。それが A S B 命令 (Anti-Social Behaviour Order: ASBO) の制度である。A S B O は裁判所によって民事命令として発出されるが、命令によって課された禁止事項に違反した場合には刑事罰が科されるしくみとなっていた。このような手法はしばしば「民事・刑事のハイブリッド」と表現されてきたが、労働党が野党時代に提出した法案 (その後一九九七年ストーカーからの保護法 (Protection from Stalking Act 1997) として成立) においてすでにこのような手法が採られてきた。⁽²⁶⁾ もっとも、制定法上の迷惑行為に対する規制権限では比較的早い時期からこの手法が採られてきた。⁽²⁷⁾

ところで A S B O 制度の導入後に派生的な制度も展開していた。まず二〇〇二年警察改革法 (Police Reform Act 2002) により一九九八年法に C 条が挿入され、刑事事件で有罪判決が出された場合に課される A S B 命令 (刑事 A S B O) の制度が導入された。これは有罪判決に付随して、被告人が A S B を行っていた場合に A S B O を裁判所が発出するという制度であり、その後二〇一四年法では C B O に引き継がれることになる。実質的には本来「犯罪予防命令」と名付けられるべき刑事 A S B O の導入により、A S B と犯罪との区別がさらに曖昧になったとの指摘がある。⁽²⁸⁾

また二〇〇三年反社会的行動法 (Anti-Social Behaviour Act 2003) により、一九九六年住宅法に一五三 A 条の挿入という形で、A S B 差止命令 (Anti-Social Behaviour Injunction: ASBI) 制度が導入された。それまで住宅法一五二条は現実の暴力またはその危険がある場合にのみ社会的家主からの差止命令の請求を認めていたが、二〇〇

三年法により広くASBまたはその可能性で足りるとしたものである。これはASBOと違って純粹に民事命令であり、その違反行為には裁判所侮辱による制裁が課される。発出の要件はASBの可能性が認められることと被害者が存在することであり、ASBOのように必要性は要件とされていなかった。この制度は二〇一四年法において差止命令制度に組み込まれていった。

このように、二〇一四年法以前にはASBOとその関連制度が同時に走っていたのであるが、この現象は、刑事・民事の融合的なASBOから、刑事ASBOは刑事的な手法として、ASBIは民事手法として分離していったのだとする説明がある。すなわち、ASBが犯罪行為も犯罪でない行動も含む概念であるところ、ASBO違反に対して刑事罰が科されることの正当化が困難であるため、むしろ刑事と民事を分離させる方が使いやすかったのだ、という説明である。⁽³⁰⁾

ASBOと二〇一四年法の差止命令と比較すると、後者の発出基準が緩和されていることが分かる。ASBOは民事命令ではあったものの、その違反には刑事罰が科されることになるため、貴族院の判例によりASBO発出の基礎となる事実認定には「合理的疑いを超える」の基準が適用され、⁽³¹⁾また発出要件は「必要性」までが要求された。この点、新制度では差止命令は事実認定や制裁の点でも純粹に民事上のものとして扱われ、発出基準も「正当性・便宜性」へと下げられたが、他方で義務内容に積極的義務を含むことが可能となり、また制裁は刑事罰ではないものの最大二年の拘禁が裁判所侮辱により課される。民事の形式を取りつつ、実質的には重い義務を簡単にさせるようになっていえると言えらる。このことが図らずも示しているのは、少なくとも部分的には刑事法の原則によって実施されるべきものとされてきた事柄をも、手続的にはより簡易な方法によって扱うという二〇一四年法の傾向である。

2 退去権限

前述のような裁判所手続による対処方法に加えて、二〇一四年法における A S B の対処手法には裁判所を経由しない簡略な手続によるものがある。二〇一四年法においては、退去権限の行使や警察官または警察地域補助官（さらに場合によっては社会的地主などの指定された民間人）による反則金の徴収、そして特に裁判所外処置と呼ばれる非公式的な解決手続の存在をその例として挙げるができる。

退去権限は、一九九八年法において自治体が一〇歳以下の少年に対し夜間外出禁止制度 (curfew scheme) を策定できるという制度が導入されたことに始まる。二〇〇一年にこれが上級警察官による一六歳以下の少年への命令発出という制度に拡大し、その後、集団による A S B の問題への対処という要素が加わって二〇〇三年法の解散権限 (dispersal power) に置き換えられていった。⁽³³⁾ この権限に基づく解散指示の効力は二四時間とされていた。他方でこれとは別に、二〇〇六年にはアルコール関係の規制立法が制定されたが、その中にはアルコールに起因する秩序阻害行為を行うおそれがあると警察官が認定した個人に対して、最大四八時間の効力を持つ退去指示を发出することができるとする規定が含まれていた。⁽³⁴⁾ 二〇一四年法はこれらのうち、手続的には上級警察官による一般的な地域指定という二〇〇三年法の手法を取り入れつつ、集団ではなく個人に対して四八時間の効力を持つ命令を发出するという二〇〇六年法の要素を取り入れて、両者を統合した。

3 反則金制度

二〇一四年法は、地域保護通知や公共空間保護命令の違反行為につき、これ自体は犯罪としつつ反則金の支払いによって起訴されないで済むという制度を導入している。二〇一四年法以前にも秩序阻害行為反則金通告制度 (Penalty Notices for Disorder) が犯罪行為に位置付けられる行為に対して用いられていたが、⁽³⁵⁾ 二〇一四年法はこ

の手法をさらに拡大したことになる。

地域保護通知違反に対する固定反則金通告 (Fixed Penalty Notice) は、「生活の質」に影響を与える行動を行う者に対して一定の義務を課し、その違反行為を犯罪と位置付けた上で課される制裁である。従来、例えばゴミの投棄や落書きなどはそれ自体が犯罪と位置付けられており、これら行為に対して反則金が課せられていたが、二〇一四年法はこれら対象行為を限定せず、なおかつ当該行動による生じた弊害の除去までを通告によって義務付ける点に特徴がある。⁽³⁷⁾ 金額は最大で一〇〇ポンドである。反則金の徴収は、警察官や警察地域補助官のみならず、自治体職員や契約業者によっても行うことが可能である。なお指針においては、反則金による処理は適切な場合もあろうが「地域への影響の減少につながらない場合、あるいは被害者に無視されたという感情を抱かせる場合には」反則金制度の適用は最善ではないと述べられている。⁽³⁸⁾

公共空間保護命令では、自治体によって制定された命令への違反行為について反則金制度が適用される。この制度の前身となる閉門命令には刑罰規定がなく、アルコール禁止指定地域命令では反則金制度が適用されていなかったが、もう一つの前身である飼犬管理命令には反則金制度が設けられていた。⁽⁴⁰⁾ 公共空間保護命令では対象事項を限ることなく、任意に禁止された行為について広く反則金制度が適用されることとなった。⁽⁴¹⁾

4 非公式な介入措置

ASB に対する非公式な早期介入は実務においては二〇〇〇年ごろから広く採用されてきたと言われ、二〇一四年法もそのような裁判所外処置の存在または活用を前提としている。一般的に刑事手続において「軽度で、しばしば初犯の犯罪について迅速かつ比例的に処理する」手法が広く採用されてきているとされ、その例として地域解決、単純警告 (simple caution)、条件付警告が挙げられている。⁽⁴³⁾ 多様な非公式介入手段のうちどれを選択す

るかは現場の警察官等に委ねられる。地域解決の中では修復的司法の手法（ただし刑事手続の代替としてのそれ）⁽⁴⁴⁾がしばしば用いられるようであるが、その場合も修復的司法協会（Restorative Justice Council）という民間団体の発行する基準に従って訓練を受けた警察官等がこれを行う⁽⁴⁵⁾。もっとも、警察官等が事案発生の現場で行うこともあれば、学校・保護観察官・自治体・住宅協会・住民団体から構成される近隣司法パネル（Neighbourhood Justice Panel）による会議でのリスク評価の上で実施される場合もある。このような手法では、現場の担当者による判断が大きな役割を果たすことになる。

四 結びに代えて

本稿は、二〇一四年法における A S B 対策の概要を確認した後、A S B 概念あるいは A S B 対策の系譜と A S B 対策手法の展開をたどることで、A S B 対策権限の性質を紙幅の限りで検討した。さしあたり指摘できることとして、犯罪予防という目的のために、A S B なる概念・定義やそれへの対処手法に柔軟性が付与されてきたものの、その柔軟性によってかえって達成すべき目的が変化していること（「生活の質」概念を含むようになったことなど）、および法執行の主体は一応警察を中心としているものの、多機関連携や地域参加が重視されることでネットワーク的な法執行が目指されていることを挙げることでできよう。このような見方を敷衍させて A S B 対策権限を図式化するならば、A S B 対策の自己目的化・自律化、そしてその実行につき多元化が生じているといえることができる。また、法分野の観点から言えば、A S B O がそうだったように刑事司法が民事と融合しているのみならず、刑事司法と地域政策、社会福祉、公衆衛生、住宅政策、都市計画などとの関わりが増大しており、これら分野が犯罪の予防的措置として準・刑事政策的目的のために動員されているといえる⁽⁴⁶⁾。

そこで最後に、二〇一四年法のようなものあるいはその執行についての憲法的にどのような検討事項が考えられるかについて見ておきたい⁽⁴⁷⁾。

第一に、二〇一四年法の諸権限あるいは非公式の介入手法は比例的に実施されるべしという言明が、法の文言や政府文書に多々見られるが、他方でこれらは現場の担当者において適切と判断された方法の選択肢を広げるものであった。この点で、非公式な介入手法から法的な権限に至るまでが強制力の強度で比例的に並べられているというより、むしろたくさんの道具がちりばめられていると形容するのが適切であるように思われる。学説では「ツールボックス論」として議論するものもあるが、この結果、法の執行が現場の裁量または専門性の質に大きく依拠することになる⁽⁴⁹⁾。退去権限に関する規定が現場の警察官について「欧州人権条約上の権利を考慮すべき」としていることが象徴的である。この規定の存在のみをもって権限濫用のおそれなしとできるかは疑問である⁽⁵⁰⁾。

次に、二〇一四年法では公共空間からの排除に関する規定が目立つ。排除の理由が「生活の質」への弊害を含めたASBという曖昧な概念に依拠するのであることでおさら、「異質な者」を排除するという意味合いを帯び、これが平等に対する権利、ひいては民主政治の基盤を損なうおそれを指摘することができよう⁽⁵¹⁾。他方で、二〇一四年法の前提には地域住民の参加による犯罪予防という考え方があり、ミクロな公共性による包摂の可能性があることができるか、検討の余地があるかもしれない。

刑事政策それ自体について内在的に検討することも必要であろう。特に環境的犯罪予防の視点は刑事政策の関わる範囲を広げ、従来の刑事法をバイパスし⁽⁵²⁾、また物質的・人的環境からの影響をあまり気付かれない形で作用させることになるため、このようなマネジメント的な刑事的権限を改めて憲法上の枠組みに位置付けなければならぬ。刑事政策のあり方が選挙での訴求という政局的戦略の対象にもなりやすいだけに、そもそも刑事政策としてどのようなものまでを含みうるべきものなのかということ、例えば日本国憲法ならば三一条の要請する

適正実体のあり方如何という枠組みで検討することが必要であろう。

最後に司法権あるいは司法権的な作用の変化にも着目される。二〇一四年法の背景には刑事手続に対する住民の理解、信頼増進という問題意識が含まれていた(当然、緊縮財政という背景もある)。ASBの法執行はこの点、裁判所外処置を通じた地域住民関与による手続に「ジャスティス」の名称を与えていることが示唆的である。このような手続を司法権的なものの原型と見ることは即断に過ぎるだろうが、検討に値するものである。さらに、住民の理解、信頼増進という問題意識には、日本の裁判員制度に関する最高裁判例が想起される(日本では「国民」の「参政権」として説明されたが)。逆に言えば、紛争解決において裁判所ないし司法権の本来的な役割とはなにか、「裁判所の活動の正当性」がミクロな場面から問われていると言ってもよいのかもしれない。

- (1) Home Office, *Anti-social Behaviour, Crime and Policing Act 2014: Reform of anti-social behaviour powers: Statutory guidance for frontline professionals* (2014).
- (2) なお以下の権限の実施例については、民間団体であるマニフェスト・クラブ (Manifesto Club, <http://manifestoclub.info/>) の発行物が詳しい。
- (3) ただし一八歳未満の者に対しては少年裁判所 (youth court) が発出する。
- (4) イギリスにおける住宅は持ち家、民間賃貸、および社会住宅に分類され、社会住宅には自治体が供給する公営住宅と住宅協会 (housing association) が供給する住宅が含まれるという。所道彦「イギリス住宅政策と社会保障改革」社会政策六巻一号(二〇一四)五四頁。
- (5) なお少年に関する特別の規定があり(附則二)、少年が差止命令に違反した場合には、監督命令または収容命令を課すことができる。
- (6) 森久智江「イギリス少年司法における委託命令 (Referral Order) について—修復的司法の可能性と限界をめぐる予備的考察として—」九大法学九〇号(二〇〇五)。

- (7) なお少年に関する特例として、命令の公表制度（二三条八項）や命令の一年毎の見直しの制度が規定されている（二八条）。
- (8) 一九九〇年環境保護法七九条は、健康被害を生じさせる迷惑行為を「制定法上の迷惑行為」と定義する。
- (9) 一九八五年法および一九八八年法にも「迷惑・不快行為」についての規定が置かれていた。
- (10) A Crawford, S Lewis and P Traynor, "It ain't (just) what you do, it's (also) the way that you do it": The role of Procedural Justice in the Implementation of Anti-social Behaviour Interventions with Young People' (2017) 23 Eur J Crim Policy Res 9, 11.
- (11) 渡邊泰洋「イギリスにおける反社会的行動対策の新展開——一九九八年法から二〇一四年法へ——」罪と罰五二巻三号（二〇一五）一三三頁。
- (12) 二〇一三年犯罪・裁判所法（Crime and Courts Act 2013）五七条により、「侮辱的な」(insulting) な言動をおも旭罰する旨の部分が削除された。経緯については I Channing, *The Police and the Expansion of Public Order Law in Britain 1829-2014* (Routledge, 2015) 155-157.
- (13) R Card and J English, *Police Law* (Oxford University Press, 15th edn, 2017) ch 26 は「嫌な思ふ・不安・不快」を「公共秩序」の章の中を含めよう。
- (14) A Millie, 'Anti-Social Behaviour: Behavioural Expectations and an Urban Aesthetic' (2008) 48 Brit J Criminol 379, 381.
- (15) S MacDonald, 'ASBOs and Control Orders: Two Recurring Themes, Two Apparent Contradictions' (2007) 60 Parliam Aff 601, 602.
- (16) 一九九七年総選挙の労働党マニフェスト (<http://www.politicsresources.net/area/uk/man/lab97.htm>) 参照。
- (17) ただし二〇一四年法第一部の題名は「迷惑・不快行為防止差止命令 (Injunctions to prevent nuisance and annoyance)」の *annoyance* である。
- (18) HL Deb 8 Jan 2014, vol 750, cols 1513-47.
- (19) クロイダムン区参事会ウェブサイトは「二〇一四年法に言及する文脈で、参事会が裁判所から得た差止命令（二〇

一六年九月三〇日付 <https://www.croydon.gov.uk/sites/default/files/articles/downloads/order.pdf>) を紹介するが、この命令は一九七二年地方自治法 (Local Government Act 1972) 一二二条および二〇〇六年法に基づいて発出されている。命令は対象者を不特定者とし、一定の街路で「クロイドン・サーキット」に参加することを禁止するものである。

(20) D Greenbelg (ed), *Jowit's Dictionary of English Law*, vol 2 (Sweet & Maxwell, 2015) 1670.

(21) R Card and J English, *Police Law* (OUP, 15th edn, 2017) 626. *R v Rimmington* [2005] UKHL 63.

(22) F McManus, 'Noise and the Law' in J Stewart et al, *Why Noise Matters* (Routledge, 2011), 132.

(23) Home Office, *Respect and Responsibility* (Cm 5778, 2003) 14. なお、二〇〇五年清浄近隣・環境法 (Clean Neighbourhoods and Environment Act 2005) 一条のよう、「反社会的行動または地域環境に害を与える行動」という文言は、この点を例証している。

(24) 二〇〇四年に内務省が例示した反社会的行動の一覧の大枠のみ紹介すると、まず大きく四つのタイプ（公共空間の濫用、地域・個人の福利の軽視、对人的行為、環境の損壊）に分けられ、第一タイプには薬物乱用、路上飲酒、物乞い、売春、カーブ・クロールリング（買春客が車で待ちながら声をかける行為）、性的行為、放置車両、車両関係の騒音等が、第二タイプには騒音、乱暴な行動、迷惑行動、いたずら電話、動物の不適切な管理が、第三タイプには人種・性的指向・ジェンダー・宗教・障害・年齢を理由とする威嚇的・困惑的行為（暴言、いじめ、威嚇的なジェスチャーなど）が、そして第四タイプには器物損壊・暴力行為、ゴミのポイ捨てや不法投棄が含まれている。Home Office, *Defining and measuring anti-social behaviour* (2004), 4. 渡邊・前掲注 (11) 一三三三頁。

(25) 公共空間命令の前身の一つである閉門命令は二〇〇五年法二条によって一九八〇年公道法に挿入された制度であるが、ここでは「犯罪または反社会的行動」の存在が命令制定の要件とされていた。公共空間保護命令制度における「生活の質」概念の援用には、「反社会的行動を行うかもしれない者の存在は、地域住民の生活の質にとっての一定のサインである」というロジックが伏している。C Johnstone, 'Penalising Presence in Public Space: Control through Exclusion of the "Difficult" and "Undesirable"' (2016) 62 Int'l J Crime, Justice and Social Democracy 1, 9.

(26) MacDonal (n 15) 602.

- (27) ただし、制定法上の迷惑行為は典型的に刑事犯罪に属し、その手続の一部として「除去通告 (abatement notices)」が発出されるものと考えられる (一九九〇年法七九、八〇条)。反社会的行動がそもそも刑事犯罪と位置付けられる行動に限らないものを含むという点で、区別することができる。
- (28) Millie (n 14) 380.
- (29) 二〇〇六年警察・裁判法 (Police and Justice Act 2006) の改正により、対象者は「人一般」でも足りるとされた。これは、反社会的行動の「集積性」のゆえに対象者が特定されなくとも ASBO の発出ができるとしたポッター判決 (*Chief Constable of Lancashire v Potter* [2003] EWHC 2272 (Admin)) の影響を受けたものとであると指摘されてきた。P. Edwards, 'New ASBOs for Old?' (2015) 79 J Crim L 257, 262.
- (30) Edwards (n 29) 263.
- (31) *R (McCann) v Manchester Crown Court* [2002] UKHL 39. この論点については葛野尋之「社会的迷惑行為のハイブリッド型規制と適正手続」立命館法学三二七・八号 (二〇〇九)。
- (32) 二〇〇一年刑事裁判および警察法 (Criminal Justice and Police Act 2001) 四八条
- (33) A Crawford, 'Dispersal Powers and the Symbolic Role of Anti-Social Behaviour Legislation' (2008) 71 MLR 753, 756.
- (34) 二〇〇六年暴力犯罪減少法 (Violent Crime Reduction Act 2006) 二七条。
- (35) 二〇〇一年刑事裁判および警察法一条以下。
- (36) 前者は一九九〇年法八七・八八条、後者は二〇〇三年法四四・四三条。
- (37) 例えば落書き除去を命ずる通告に違反する行為にも反則金の適用が可能となった。Explanatory Note (2004 Act, [72]) なお、二〇〇三年法では落書き除去を行政が命ずるところまで可能であったところ、落書きをした者が明らかでない場合には落書きされた表面の責任者に除去の義務を課すことが可能となっていた。景観保護を優先するかのようなこの規定が二〇一四年法に見られないことが何を意味するのかは明らかではない。
- (38) 指針四三頁。
- (39) 二〇〇五年法によって挿入された一九八〇年公道法 (Highways Act 1980) 一一九 A 条以下。

- (40) 二〇〇一年法一二条。
- (41) 二〇〇五年法五九条。なおさらにその前身となる一九九六年飼犬（土地汚染）法 (Dogs (Fouling of Land) Act 1996) も犬の糞便を放置する行為に対して反則金制度を設けていた。
- (42) Crawford et al. (n 10) 11.
- (43) Card and English. (n 21) 14. なお庶民院司法委員会の報告書は裁判所外措置として、①大麻警告、②固定反則金通告、③秩序阻害行為反則金通告、④単純警告、⑤条件付警告、⑥地域解決の六つを紹介している。House of Commons Home Affairs Committee, *Out-of-Court Disposals*, HC 799 (2014-15), 3.
- (44) 刑事手続に加えて行われる修復的司法の手法と区別される。この点については、ACPO, *Restorative Justice Guidance and Minimum Standards* (2011), 7.
- (45) 警察官や警察地域補助官のみならず、契約者、近隣担当官 (neighbourhood officers) などを行わなければならない。Association of Chief Police Officers, *Guidelines on the use of Community Resolutions (CR) Incorporating Restorative Justice (RJ)* (2012), 7.
- (46) 予防的措置については A Ashworth and L Zedner, *Preventive Justice* (OUP, 2014) ch 1.
- (47) A S B 対策の明らかに政治的な含意を示す事例として、極右政党のブリテン第一党に対して二〇一四年法に基づく差止命令が出された事件が挙げられる。Chief Constable of Bedfordshire v Golding [2015] EWHC 1975 (QB).
- (48) A Crawford, 'Governing through Anti-Social Behaviour: Regulatory Challenges to Criminal Justice' (2009) 49 Brit J Criminol 810, 824.
- (49) 執行者が立法者によるこの指摘を参照。D Moeckli, *Exclusion from Public Space: A Comparative Constitutional Analysis* (CUP, 2016) 439.
- (50) Anti-Social Behaviour, Crime and Policing Bill: European Convention on Human Rights, Memorandum by the Home Office et al. 8.
- (51) Moeckli. (n 49) 440.
- (52) A WB Simpson, 'Anti-Social Behaviour Orders in the United Kingdom' in HJ Powell and JB White (eds), *Law*

and Democracy in the Empire of Force (U Mich P. 2009), 236.

- (53) 松尾陽「「法とアーキテクチャ」研究のインターフェース―代替性・正当性・正統性という三つの課題―」同
編『アーキテクチャと法』（弘文堂、二〇一七）九頁。
- (54) 大沢秀介『現代型訴訟の日米比較』（弘文堂、一九八八）一六五頁。